

6 アドバイザー紹介・派遣等

6 アドバイザー紹介・派遣等に対する支援	担当府省庁
(1) 地域活性化伝道師	内閣府
(2) PPP／PFI 専門家派遣制度	内閣府
(3) URによる住宅団地再生に係るコーディネート業務の特例	内閣府 ((独) 都市再生機構)
(4) スモールコンセッション (専門家派遣) ⇒ 2 (5) 参照	国土交通省

地域活性化伝道師について

内閣府地方創生推進事務局

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 330名

※地方創生サイト (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html>) において公開

<分野別登録数(重複を含む)>

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療・福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
121人	21人	81人	11人	55人	121人	27人	131人

○活用方法

- ① 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- ② 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

モデル地域における指導内容イメージ

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③取組の事業化段階

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



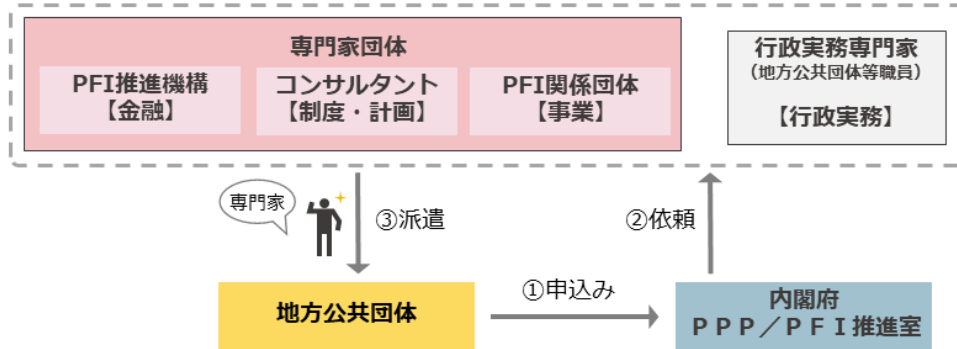
地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和5年度末までに延べ476件。

【専門家派遣制度の概要】

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始
- 令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣
- 通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担



URによる住宅団地再生に係るコーディネート業務の特例

概要

- 独立行政法人都市再生機構（UR）が、自ら管理する団地の再生等で蓄積してきた経験・ノウハウを提供し、UR団地以外の住宅団地において、市町村が取り組む団地再生を支援する。

地域の団地の課題

- ・ 高齢者の医療、福祉、買物支援などのニーズ、子育て世帯の保育ニーズなどの高まり
- ・ 人口減少等により生活に必要なサービス供給が不足
- ・ 団地再生には住民、地域の事業者や各種団体など様々な主体との調整が必要

地方公共団体の課題

- ・ 団地再生の経験、ノウハウの不足
- ・ 団地再生に必要な調整等まちづくりを担う人材不足

（URによるUR団地再生の取組例）



UR団地内の集会所を改修し、地域包括支援センター、医療介護サポートセンターなどを誘致。高齢になっても住み続けられる住環境を整備

＜URによるコーディネート＞

- 地域住民の声を反映し、団地に必要な機能や事業スキームを検討
- 地方公共団体、自治会、医療関係者などの関係者による協議会の立上げ、運営を支援 等

※UR法により再開発等に関するコーディネート業務は行えるが、団地の利便施設の導入等に必要業務は行えない

UR団地再生の経験やノウハウを活用

地方公共団体の団地再生の取組

認定地域再生計画に基づく地域住宅団地再生事業として、団地に医療、福祉、子育て支援、生活利便等に関する機能を新たに導入



（参考）小学校跡地施設を利用して、福祉施設を導入。（北広島市）

地方公共団体の取組を支援

構想・計画段階

事業化検討・立上げ段階

事業実施段階

URによる団地再生コーディネート業務（調査、調整、技術の提供）

- 住民のニーズ調査、団地再生に向けた地域の連携体制の構築を支援
- 団地への医療、福祉等の機能の導入に向けたシナリオづくり
- 団地再生事業のスキーム検討、計画作成
- 地域の合意形成支援
- 民間事業者の誘導方策の検討
- 事業実施手続の支援

※URは、地方公共団体から委託を受けコーディネート業務を実施